

仙台市教育委員会 御中
(教育局学校教育部教育相談課扱い)

仙台市個人情報保護審議会
会長 中林 暁生

仙台市個人情報保護条例第 41 条第 1 項の規定に基づく諮問について (答申)

令和元年 9 月 20 日付け H31 教学相第 417 号により諮問のありました下記の 2 件について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 38 号

「教育長は、教員による不適切な行為を認める回答を行っている。学校長は、平成〇年〇月〇日に面談した際に手持ちした文書(メモ)を読み上げている。当方とα担任とのやり取りは少なくとも 10 回以上も行われている。担任は被害生徒〇〇や母親に対して、『ダメです』『上の方に聞いてみます』『やっぱりダメでした』『吹奏楽顧問からもダメだと言われている』『β学年主任やγ教頭からもダメだと言われている』等々と回答している。これらのことは登校することを拒絶され、教育を受ける権利及び学習権を不当に奪われた体罰及び人権侵害事案であることは明らかである。上記のことに
関して『被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した』ことに係る記録」及び「教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

諮問第 39 号

「教育長は、教員による不適切な行為を認める回答を行っている。被害生徒〇〇が自ら担任に申告した他、母親が『どうして登校すること自体が叶わないのか』『部活動から登校することを認めてほしい』『他の生徒らは部活動からの登校について認められている』『遅れながらも登校し、学級に入りたいと言う〇〇を認めてあげてほしい』『なぜ〇〇だけが、遅れながらも登校することを許されないのか』『上の方も登校すること自体をダメだと言っているのか』『上の方にも確認してほしい』『いじめなどがあり学級の状態が悪いので、学級の雰囲気改善してほしい』『学級の状態を何とかしてほしい』『〇〇や〇〇について指導してほしい』『どうして登校しようとする意欲を削ぐのか』等々について申告している。また、父親も平成〇年〇月〇日に同学校を訪れ、γ教頭との面談において上記のことについての苦情を申告している。これらのことは登校することを拒絶され、教育を受ける権利及び学習権を不当に奪われた体罰及び人権侵害事案であることは明らかである。上記のことに
関して『被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した』ことに係る記録」及び「教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」に係る個人情報非開示決定に対する審査請求

答申第 31 号
(諮問第 38 号, 第 39 号)

1 審議会の結論

仙台市教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求は、審査請求人（以下「請求人」という。）が仙台市個人情報保護条例（平成 16 年仙台市条例第 49 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、未成年者である請求人の子の法定代理人として、請求人の子を本人とする下記の個人情報（以下「対象個人情報」という。）の開示を請求したのに対し、実施機関が平成 30 年 12 月 10 日付けで個人情報非開示決定（以下「原処分」という。）を行ったことについて、その処分の取消しを求めたものである。

- (1) 「教育長は、教員による不適切な行為を認める回答を行っている。学校長は、平成〇年〇月〇日に面談した際に手持ちした文書（メモ）を読み上げている。当方と α 担任とのやり取りは少なくとも 10 回以上も行われている。担任は被害生徒〇〇や母親に対して、『ダメです』『上の方に聞いてみます』『やっぱりダメでした』『吹奏楽顧問からもダメだと言われている』『β 学年主任や γ 教頭からもダメだと言われている』等々と回答している。これらのことは登校することを拒絶され、教育を受ける権利及び学習権を不当に奪われた体罰及び人権侵害事案であることは明らかである。上記のことに係る『被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した』ことに係る記録」及び「教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」
- (2) 「教育長は、教員による不適切な行為を認める回答を行っている。被害生徒〇〇が自ら担任に申告した他、母親が『どうして登校すること自体が叶わないのか』『部活動から登校することを認めてほしい』『他の生徒らは部活動からの登校について認められている』『遅れながらも登校し、学級に入りたいと言う〇〇を認めてあげてほしい』『なぜ〇〇だけが、遅れながらも登校することを許されないのか』『上の方も登校すること自体をダメだと言っているのか』『上の方にも確認してほしい』『いじめなどがあり学級の状態が悪いので、学級の雰囲気改善してほしい』『学級の状態を何とかしてほしい』『〇〇や〇〇について指導してほしい』『どうして登校しようとする意欲を削ぐのか』等々について申告している。また、父親も平成〇年〇月〇日に同学校を訪れ、γ 教頭との面談において上記のことについての苦情を申告している。これらのことは登校することを拒絶され、教育を受ける権利及び学習権を不当に奪われた体罰及び人権侵害事案であることは明らかである。上記のことに係る『被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有した』ことに係る記録」及び「教諭、学校及び市教委が作成した調査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」

3 請求人の主張要旨

請求人が審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述で主張している審査請求の理由は、概ね次のように要約できる。

実施機関は、対象個人情報について記載した公文書は作成しておらず不存在であると主張しているが、そのような主張は次の理由により失当であって、実施機関は請求人の子に対する教員によるいじめやいじめに加担する行為、それらの隠ぺい行為等を行った加害教員に対する事情聴取等を行っているはずであり、その記録を残していると考えることが社会通念上、常識的にみても

妥当である。

- (1) 請求人の子は、通学していた仙台市立〇〇中学校において、同じクラスの生徒からいじめを受けていたために教室に入れず、欠席や遅刻、早退が続いていたことから、平成〇年〇月に担任の α 教諭に対し放課後の部活動からの登校を認めてほしいと申し出たが、 α 教諭は部活動だけの登校は認められないとしてこれを拒絶した。また、 α 教諭は、このことを聞いた母親からの問い合わせに対しても、部活動からの登校は認められない、管理職である β 学年主任や γ 教頭からもだめだと言われている等の回答を行っている。また、別途開示された「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）には、 α 教諭の発言に係る学校側の事実認識として「保健室を利用し、体調が戻った後は、出られる授業へ出て、その後、部活動へ参加できると良いと話した。部活動だけの登校は認められないと拒否したことはない。このことは、平成〇年〇月〇日（〇）父親が来校した際、教頭が既に説明している。」と記載されているが、これはでたらめである。 γ 教頭は当初、その日は請求人と会ってすらないと否定しており、その後、同日に請求人と面談したこと自体は認めたものの、請求人の子の登校に関することについては一切話をしていないとしていたが、最終的には平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書（開示資料番号 7）において、平成〇年〇月の面談の際に登校に関する考え方についてのやりとりがあったことは事実であるとして、訂正の上謝罪している。以上のことは、 γ 教頭が担任の α 教諭と一緒に、請求人の子の登校を拒絶する不適切な行為や体罰を行い、その事実を隠ぺいしようとしていたことを示している。これらの行為は実施機関における懲戒処分の基準にも抵触するため、実施機関においても事実関係を確認した上で厳正に対処しなければならないことから、打合わせや事情聴取等の何らかの記録を作成しているはずである。
- (2) 実施機関は、平成〇年〇月〇日付けの教育長名の文書（開示資料番号 6）により「〇〇さんの現状については学校とも情報を共有し」と請求人に対し回答しているのだから、実施機関は当該情報共有に係る記録等の何らかの文書を作成しているはずである。
- (3) 平成〇年〇月〇日に請求人と面談した際、当時の〇〇中学校長は手持ちした文書（メモ）を読み上げていたことから、実施機関が非開示の理由としている「請求のあった内容について記載した公文書は作成しておらず」との主張は失当である。
- (4) 学校側は、請求人の子の高校受験にあたり作成した副申書（開示資料番号 99）において、「学校の配慮に欠ける対応等により、2年生での欠席が多く見られた」として、欠席を招いた原因が教員の不適切な言動等によるものであることを自ら認めているのだから、副申書の作成にあたりその基礎資料となった具体的な事情聴取記録等が存在するはずである。
- (5) 請求人は、実施機関に対し上記のような教員によるいじめや隠ぺい行為等について調査を行うよう文書や電話及び口頭における問い合わせを再三行っており、実施機関ではそれを受けて打合せ、話し合い、会議、確認、事情聴取等の何らかの対応を行い、その記録を作成したはずである。

4 実施機関の説明

実施機関が弁明書及び口頭による説明において主張している主な内容は、次のとおりである。

請求人は、請求人の子が仙台市立〇〇中学校に在籍していた平成〇年〇月当時の担任の α 教諭とのやりとりの中で、請求人の子が「登校することを拒絶され、教育を受ける権利及び学習権を不当に奪われた体罰及び人権侵害事案」があったとした上で、このことについて「被害生徒の現状を学校と市教委が情報を共有したことに係る記録」及び「教諭、学校及び市教委が作成した調

査記録文書又はそれらの保有する関係文書記録」についての開示を求めている。

請求人からの開示請求を受けて実施機関において確認を行ったところ、平成〇年〇月〇日付けで請求人から提出された「通知書」への回答のため、平成〇年〇月〇日に当時の〇〇中学校長がα教諭から事情聴取するなどして作成した「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）が存在したことから、これを請求人に対し別途開示しているものの、当該文書にも記載があるとおり、登校に係るα教諭の発言は請求人の子の登校を拒絶する趣旨のものではなく、そのことは平成〇年〇月〇日に来校した請求人に対し教頭から既に説明している。したがって、当該発言について請求人が主張するような「登校することを拒絶され、教育を受ける権利及び学習権を不当に奪われた体罰及び人権侵害事案」であるとした調査記録等の公文書は作成しておらず存在しない。

なお、請求人が審査請求書において言及している、平成〇年〇月〇日に〇〇中学校長が請求人と面談した際に参考とした手持ちメモは、「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）である。

5 別途開示された文書及び背景となった事案の概要

原処分以外で請求人に対し別途開示された文書のうち本件審査請求に関連する文書と、本件開示請求の背景となった事案は、審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における請求人の主張並びに弁明書及び口頭による実施機関の説明によれば概ね次のとおりである。

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで仙台市教育長、教育相談課長及び〇〇中学校長に対し、次のア、イ及びウについて事実関係の調査及び謝罪等を求める「通知書」を提出した。これを受け、〇〇中学校では校長がα教諭から事情聴取するなどした上で、請求人の訴えと学校としての事実認識を対照表の形でまとめた「〇月〇日付文書 事実関係 対照表」（開示資料番号 80）を作成し、教育相談課に報告を行った。教育相談課では、この報告を基に同年〇月〇日付けの教育長名の文書（開示資料番号 6）により請求人に対し回答を行った。
 - ア 平成〇年〇月〇日過ぎ頃、請求人の子が保健室において担任のα教諭と放課後の部活動からの登校について話をした。このときのα教諭の発言について、請求人は部活動からの登校は認められないとして請求人の子の申し出を拒絶するものであったと主張しているのに対し、実施機関は部活動からの登校を拒否したという事実はないとしている。
 - イ 平成〇年〇月、α教諭は担任するクラスの生徒にクラスの集合写真を印刷した年賀状を送付したが、当該集合写真には請求人の子が写っていなかった。
 - ウ 同年〇月〇日、α教諭は道徳の時間に、クラスの生徒が仲間に伝えたいメッセージを書き、それを花束に見立てて互いに贈り合うという授業を行ったが、このとき他の生徒から別室にいた請求人の子の分をどうするか尋ねられたα教諭は、請求人の子の分は除いてよいと話した。また、当該メッセージの一部は、同月〇日付けで発行された学級通信（開示資料番号 97）にまとめられてクラスの生徒に配布されたが、請求人の子が書いたもの、あるいは請求人の子に対するものは掲載がなかった。
- (2) 請求人は、平成〇年〇月〇日付けで〇〇中学校長に対し、請求人の子の心身の不調について独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害給付制度に係る給付手続等を求める文書を提出した。これを受け、〇〇中学校では請求人からの訴えとそれに対する学校としての事実認識、これまでの請求人とのやり取りの経過等をまとめた「【〇〇〇〇関連】平成〇年〇月〇日付学校あて文書に係る事実確認、これまでの経過等」（開示資料番号 95）を作成した上で、請求人から別途提出された平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けの文書

に対するものと併せて、平成〇年〇月〇日付けの校長名の文書（開示資料番号7）により請求人に対し回答を行った。

- (3) 請求人の子が志望する高校受験にあたり、〇〇中学校では、請求人の子の出席状況及び志望動機についての意見を付した平成〇年〇月〇日付け「副申書」（開示資料番号99）を作成し、志望先の高校へ提出した。

6 審議会の判断

(1) 実施機関に対する見分調査について

実施機関は、対象個人情報を記載した調査記録等の公文書は作成しておらず不存在であるとしているのに対し、請求人は、社会通念に照らして考えても対象個人情報を記載した公文書が作成されており存在するはずであると主張するので、当審議会では条例第48条第4項の規定に基づき、実施機関に対し見分調査を行った。

見分調査は、令和2年1月16日及び翌17日に、〇〇中学校及び教育相談課執務室において、開示請求に係る個人情報の本人である請求人の子に関する記録を含む一連のファイルに綴られた文書、並びに同校及び同課において保存されている電磁的記録を対象として実施した。

しかしながら、調査の結果として、請求人に対し既に別途開示された文書以外には本件対象個人情報が記載された公文書を発見することはできなかった。

(2) 結論

以上のとおりであるから、冒頭のとおり判断する。

審議会の処理経過

(諮問第 38 号, 第 39 号)

| 年 月 日 | 内 容 |
|--|------------------------------------|
| 令和 元. 9. 20 | ・ 諮問を受けた |
| 元. 10. 23 | ・ 実施機関（教育局学校教育課）から弁明書の提出を受けた |
| 元. 10. 24 (令和元年度第 7 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問に係る審議を行った |
| 元. 10. 31 | ・ 請求人から口頭意見陳述の申出を受けた |
| 元. 11. 7 | ・ 請求人から反論書の提出を受けた |
| 元. 11. 19 (令和元年度第 8 回 個人情報保護審議会) | ・ 請求人から口頭で意見を聴取した ・ 諮問に係る審議を行った |
| 元. 12. 26 (令和元年度第 9 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問に係る審議を行った |
| 2. 1. 16 及び 2. 1. 17 | ・ 実施機関に対する見分調査を行った |
| 2. 1. 28 (令和元年度第 10 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問に係る審議を行った |
| 2. 3. 10 (令和元年度第 12 回 個人情報保護審議会) | ・ 諮問に係る審議を行った |